

再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱

令和2年3月31日 環境局長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー・省エネルギー機器導入を支援するために、市が行う補助制度「再エネ省エネ機器導入補助金制度」の実施について必要な事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、本市における脱炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用を促進することを目的とする。

（補助金交付の対象機器及び補助金交付額）

第2条 補助金交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。

（補助対象費用）

第3条 補助金交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱実施要領（以下「要領」という。）に定める。

2 補助対象費用が前条に定める補助金交付額以下の場合は、補助金交付の対象とならない。

（申込方法）

第4条 補助金の交付を申込み者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式1）に必要事項を記載し、要領に従って申込みなければならない。

（補助金受領の要件）

第5条 前条に定める申込者は、補助金の交付を受けるために次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 市民である者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者）、又は市内に居住する予定のある者
- (2) 札幌市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者
- (4) 令和2年4月1日から令和3年3月31日（以下「同一年度」という。）内において、本要綱による補助金交付決定を受けていない者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自ら居住する若しくは居住しようとする市内の住宅に、対象機器を自ら購入し、設置しようとする者。
 - イ 市内にある対象機器付き住宅（新築分譲集合住宅を除く。）を購入し、自ら居住しようとする者。
- (6) 太陽光発電又はエネファーム（燃料電池）の補助金を申し込む場合、札幌市エコエネクラブ（J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省、農林水産省）

に基づき、二酸化炭素削減事業を行う任意団体）に入会する者。

（対象機器の取得日の制限）

第6条 対象機器の取得日、又は対象機器付き住宅購入日は、要領に定める機器取得日以降でなければならない。

（補助金受領予定者の選定）

第7条 市長は、各募集期間での申込者が多数の場合は、補助金の交付を申請することができる者（以下「補助金受領予定者」という。）を、抽選により選定する。ただし、全ての申込者に対し補助金の交付が可能な場合は、全ての申込者を補助金受領予定者とし、抽選を行わない。

2 市長は抽選の有無にかかわらず、全ての申込者に選定の結果を通知する。

（同一年度での申込みの制限等）

第8条 対象機器の補助申込みは、同一年度内において1世帯につき1回限り認めるものとする。

2 申込者が抽選により補助金受領予定者とならなかった場合、次回以降の募集回における申込みについて、希望する意思を示していた場合、要領に定める申込みは再度行う必要はないものとする。

（手続代行者）

第9条 申込者及び補助金受領予定者は、この要綱に定める申し込み及び交付申請手続について、対象機器を販売又は設置する者に対して、これらの申請手続の代行を依頼することができる。

2 前項に定める申込み及び交付申請手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続に対し、誠意をもって実施するものとする。また、本手続の代行を通じ得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成21年6月5日法律第49号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は第1項に規定する手続について、手続代行者が不正の手段により行った疑いがある場合、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（補助金交付申請及び完了届）

第10条 補助金受領予定者は機器の設置が完了し、対象機器を販売又は設置する者からの引き渡しを受けた後に、補助金交付申請兼完了届（様式2）に別表2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請兼完了届は、要領に定める補助金交付申請兼完了届提出期限までに提出しなければならない。

3 前項の期日までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった補助金受領予定者に対する第7条の選定結果は無効とする。

（補助金交付の決定及び交付額の確定）

第 11 条 市長は、前条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たすと認められたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書（様式 4）により、補助金受領予定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認められたときは、補助金受領予定者に対して是正措置を求めることができる。

3 市長は、補助金の申請者が前項の求めに応じないときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（様式 4）により、補助金受領予定者へ通知するものとする。

（計画の変更及び中止）

第 12 条 補助金受領予定者は、申込内容を変更、又は対象機器の設置を中止する場合は、計画変更・中止届(様式 3)を市長に提出しなければならない。ただし、以下の各号についての変更は認めないものとする。

(1) 補助金の交付予定額の増額。

(2) 対象機器の変更及び追加。

(3) 申込内容の変更がなく、要領に定める補助金交付申請兼完了届の提出期限の延長のみを目的とするもの。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は第 11 条の規定により補助金交付額が決定した後は、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第 14 条 市長は第 11 条第 1 項の規定により通知を受けた補助金受領予定者（以下「補助金受領決定者」いう。）が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 第 16 条に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金受領決定者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（調査等）

第 16 条 市長はこの要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助金受領予定者又は補助金受領決定者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(近隣住民への配慮)

第 17 条 対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助金受領決定者は、補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(別表3)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金受領決定者は、法定耐用年数の期間内に当該対象機器を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし又は担保に供する(以下「処分」という。)ときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書(様式6)により補助金受領決定者に通知しなければならない。

4 市長は、補助金受領決定者が前項の規定による承認を受けて対象機器を処分したときは、補助金受領決定者が当該取得財産を取得した日の翌日を起算日とし、起算日から処分をした日までの日数(以下「対象機器使用期間」という。)に応じた補助額を返還させることができる。ただし、返還させる額については、次のとおり算定するものとし、対象機器使用期間については1年を超える場合は1年を365日、1年未満の場合は実日数とする。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{対象使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

5 補助金受領決定者は、第3項の規定による承認を受けて、対象機器を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書(様式7)を市長に提出しなければならない。

(協力)

第 19 条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対して、次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- (1) 対象機器の使用状況等に関するアンケート調査
- (2) その他市長が協力依頼する事項

(不可抗力による免責)

第 20 条 申込者及び補助金受領予定者は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、その他申込者、補助金受領予定者及び手続代行者の責に帰し得ない事由により、第4条に定める申込書及び第10条に定める補助金交付申請兼完了届を期限までに提出できない場合には、別途、札幌市と協議する。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 補助対象機器と補助金交付額

補助対象機器	補助金交付額(円)
太陽光発電	太陽光モジュールの出力の合計 1kWあたり35,000円 ○補助額の上限は349,000円とする。 ○蓄電設備（定置用蓄電池、EV(電気自動車)）と接続することが条件。
定置用蓄電池	蓄電池容量 1kWhあたり30,000円 ○補助額の上限は120,000円とする。 ○太陽光発電設備と接続することが条件。
エネファーム (家庭用燃料電池)	80,000円
地中熱ヒートポンプ	200,000円
木質バイオマス (ペレット・薪) ストーブ	ストーブ本体 1台あたり50,000円 ○本体価格が100,000円未満の場合は補助対象外とする。 ○複数台の申込み可。

注1) 太陽光モジュールの出力の合計は、各太陽光モジュールの公称最大出力の合計値の小数点第3位以下を切り捨て算出する。

注2) 定置用蓄電池の蓄電池容量（定格容量）は、小数点第2位以下を切り捨てとする。

注3) 複数の対象機器による補助申請を行う場合、その補助額を合算する。

注4) 補助金交付額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

注5) 各対象機器の要件及び補助対象費用は要領に定める。

別表2 補助金交付申請兼完了届（様式2）の添付書類

添 付 書 類	
1	住民票（申請者のもの）
2	対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用が判る書類 例：見積書、契約書 等 ※ 内訳がわからないものは受付できません
3	新品を設置したことを証明できる書類 例：機器の保証書の写し、製品証明書 等 ※ 機器取得日（引渡日）、対象機種、補助金受領者が記載されていないものは受付できません
4	機器設置写真 ※ 設置状況や機器の銘板など、写真の不明瞭な場合は受付できません
5	補助金の振込先（銀行名・支店、口座名義（カタカナ）、口座番号）がわかる書類 例：通帳の写し、インターネットでの表示画面 等
6	【太陽光発電・エネファームの補助を申請した場合】 系統への接続日（又は接続希望日）わかる書類 例：電力会社へ提出した「系統連系および電力購入申込書」、又は「低圧発電設備 系統連系・電力購入申込書」等
7	【定置用蓄電池を単独で補助申請した場合】 「太陽光発電の検針連絡票」（申請年度の4月以降の1ヶ月分のみ） ※ 太陽光発電と同時に申し込む場合は提出不要です
8	【薪ストーブの補助申請をした場合】 EPA、又はデフラ（defra）の認証品など、燃焼効率が60%以上であることがわかる書類

別表3 法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
太陽光発電	17年
定置用蓄電池	6年
エネファーム（家庭用燃料電池）	6年
地中熱ヒートポンプ	13年
木質バイオマスストーブ	6年